

議案第 18 号

君津市中小企業資金融資及び利子補給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市中小企業資金融資及び利子補給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

創業者等に対する資金融資を拡充するとともに、貸付要件等を緩和するため、君津市中小企業資金融資及び利子補給に関する条例（昭和 47 年君津市条例第 6 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市中小企業資金融資及び利子補給に関する条例の一部を改正する条例

君津市中小企業資金融資及び利子補給に関する条例（昭和47年君津市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「もの」を「中小企業者」に改め、同条第2号中「もの」を「小規模企業者」に改め、同条中第5号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 創業資金 創業者又は新規中小企業者が事業の経営上必要とする資金であって運転資金及び設備資金をいう。

第2条中第4号を削り、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 創業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第3項又は産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第23項に規定する創業者のうち、新たに市内で事業を開始しようとするものをいう。

(4) 新規中小企業者 中小企業者のうち、設立の日以後の期間が1年を経過していない法人又は事業を開始した日以後の期間が1年を経過していない個人をいう。

第3条第1項中「もの」を「者」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 第6条第1項第3号及び第4号に規定する創業資金の貸付を受けようとする者は、前項第2号の要件を備え、かつ、市税を滞納していない者でなければならない。

第3条第3項中「第6条第1項第4号及び第5号」を「第6条第1項第5号及び第6号」に改め、「、第3号及び第4号」を削り、「備えるほか、第6条第1項第1号から第3号まで」を「備え、かつ、第6条第1項第1号から第4号まで」に、「もの」を「者」に改める。

第6条第1項第3号中「独立開業資金」を「創業資金（運転資金）」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 創業資金（設備資金） 1, 500万円以内

第6条第2項中「、3, 000万円、前項第4号及び第5号」を「3, 000万円、前項第3号及び第4号に規定する資金を併せて貸し付けるときは1, 500万円、前項第5号及び第6号」に、「、1, 000万円」を「1, 000万円」に改める。

第7条第3号中「独立開業資金」を「創業資金（運転資金）」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 創業資金（設備資金） 10年以内

第8条第1項第3号及び第4号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に申請のあった資金の貸付については、なお従前の例による。

君津市中小企業資金融資及び利子補給に関する条例新旧対照表

| 改正案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中小企業者 法第2条第1項に規定する<u>中小企業者</u>のうち、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会を除く本市内に店舗、工場、事業所又は営業所を有する法人及び個人をいう。</p> <p>(2) 小規模企業者 法第2条第3項に規定する<u>小規模企業者</u>をいう。</p> <p>(3) <u>創業者</u> <u>中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第3項又は産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第23項に規定する創業者のうち、新たに市内で事業を開始しようとするものをいう。</u></p> <p>(4) <u>新規中小企業者</u> <u>中小企業者のうち、設立の日以後の期間が1年を経過していない法人又は事業を開始した日以後の期間が1年を経過していない個人をいう。</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) <u>創業資金</u> <u>創業者又は新規中小企業者が事業の経営上必要とする資金であって運転資金及び設備資金をいう。</u></p> <p>(7) 省略</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中小企業者 法第2条第1項に規定する<u>もの</u>のうち、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会を除く本市内に店舗、工場、事業所又は営業所を有する法人及び個人をいう。</p> <p>(2) 小規模企業者 法第2条第3項に規定する<u>もの</u>をいう。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) <u>独立開業資金</u> <u>中小企業従業員が新たに独立して事業を行うために必要な設備資金をいう。</u></p> <p>(5) 省略</p> |

(貸付要件)

第3条 第6条第1項第1号及び第2号に規定する事業資金の貸付を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を備える者でなければならない。

(1) ～(2) 省略

2 第6条第1項第3号及び第4号に規定する創業資金の貸付を受けようとする者は、前項第2号の要件を備え、かつ、市税を滞納していない者でなければならない。

3 第6条第1項第5号及び第6号に規定する特別小口事業資金の貸付を受けようとする者は、第1項第1号 \_\_\_\_\_ の要件を備え、かつ、第6条第1項第1号から第4号までに掲げる資金の貸付を現に受けていない者 でなければならない。

4 省略

(貸付金額)

第6条 貸付金額は、次のとおりとする。

(貸付要件)

第3条 第6条第1項第1号及び第2号に規定する事業資金の貸付を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(1) ～(2) 省略

(3) この条例に基づく連帯保証人となっていないこと。

(4) 貸付を受けようとする資金と同一の資金の貸付を現に受けていないこと。

2 第6条第1項第3号に規定する独立開業資金の貸付を受けようとする者は、前項第2号から第4号までの要件を備えるほか、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(1) 本市内に1年以上居住し、かつ、市税を滞納していない者であること。

(2) 千葉県内の同一中小企業に5年以上勤務している28歳以上の従業員(家族従業員を除く。)であること。

(3) 本市内で事業を営もうとする者で、当該事業の業種が従来従事していた業種と同一であること。

(4) 独立して開業しようとする事業について、既に、客観的に着手していると認められる者であること。

3 第6条第1項第4号及び第5号に規定する特別小口事業資金の貸付を受けようとする者は、第1項第1号、第3号及び第4号の要件を備えるほか、第6条第1項第1号から第3号までに掲げる資金の貸付を現に受けていないもの でなければならない。

4 省略

(貸付金額)

第6条 貸付金額は、次のとおりとする。

- (1) ～(2) 省略
- (3) 創業資金（運転資金） 500万円以内
- (4) 創業資金（設備資金） 1,500万円以内
- (5) 省略
- (6) 省略

2 前項第1号及び第2号に規定する資金を併せて貸し付けるときは3,000万円、前項第3号及び第4号に規定する資金を併せて貸し付けるときは1,500万円、前項第5号及び第6号に規定する資金を併せて貸し付けるときは1,000万円をそれぞれ限度とする。

（貸付期間）

第7条 貸付期間は、次のとおりとする。

- (1) ～(2) 省略
- (3) 創業資金（運転資金） 5年以内
- (4) 創業資金（設備資金） 10年以内
- (5) 省略
- (6) 省略

（連帯保証人等）

第8条 連帯保証人は、次の各号に掲げる要件を備える者でなければならない。

- (1) ～(2) 省略

2 省略

- (1) ～(2) 省略
- (3) 独立開業資金 500万円以内
- (4) 省略
- (5) 省略

2 前項第1号及び第2号に規定する資金を併せて貸し付けるときは、3,000万円、前項第4号及び第5号に規定する資金を併せて貸し付けるときは、1,000万円をそれぞれ限度とする。

（貸付期間）

第7条 貸付期間は、次のとおりとする。

- (1) ～(2) 省略
- (3) 独立開業資金 5年以内
- (4) 省略
- (5) 省略

（連帯保証人等）

第8条 連帯保証人は、次の各号に掲げる要件を備える者でなければならない。

- (1) ～(2) 省略
- (3) この条例に基づく資金の貸付を現に受けていないこと。
- (4) この条例に基づく連帯保証人となっていないこと。

2 省略

